

行政経営会議の内容

件 名	大和市火災予防条例の一部改正について
所 管 部	消防本部
日時・場所	令和7年11月21日（金） 9：15～9：40 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、こども部長、まちづくり部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、予防課長
提 出 理 由	大和市火災予防条例の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">林野火災注意報と林野火災警報の発令時の対象区域について、周辺には農地が多く存在することから、野焼きの制限などの影響があると考えられるが、農家に対してどのように周知・啓発をするのか。 (所管部) 野焼きを実施する際には火煙発生届の提出が必要となることから、その届出を受理する際に、制限行為や罰則についての注意喚起することを考えている。ホームページからの情報取得に慣れていない人もいるため、情報が伝わるように努めてほしい。 (所管部) ホームページからの情報取得に慣れていない人もいるため、情報が伝わるように努めてほしい。泉の森のキャンプ場での調理器具を使ったバーベキューは制限の対象となるのか。 (所管部) 炉やコンロなどを使った調理は、火の制御が可能であり、消防法令上のたき火に該当しないため、制限の対象外である。ドラム缶での焼却は制限の対象となるのか。 (所管部) ドラム缶の構造によって、炉と認められかどうかが異なるため、制限の対象となるかどうかは個別に判断していく。
会議結果	案のとおり、進めていく。